

東部地区NEWS

第3号



開かずの踏切解消促進協議会 役員会

令和8年4月に促進協議会の役員会を開催しました。役員会において、市は、京王電鉄京王線（仙川駅～国領駅付近）について、地方踏切道改良計画書を国に提出したことや、国から着工準備採択されたことを報告しました。また、協議会規約第10条（事務局）について、本年4月に市の組織改正があったことから、下記の内容のとおり規約の改正を行いました。改正内容は以下のとおりです。

新：第10条 本会の事務を処理するため、事務局を調布市都市整備部鉄道立体化推進担当に置く。

旧：第10条 本会の事務を処理するため、事務局を調布市都市整備部東部地区交通環境改善担当に置く。

また、本協議会については、今年度秋頃に総会を開催し、規約の変更や役員の改選等を行う予定です。総会后、国や東京都への要請活動を予定しています。



踏切対策基本方針（改定）について



つつじヶ丘5号踏切

令和8年6月に東京都が改定した「踏切対策基本方針（改定）」において、この度、促進協議会の要請活動の成果が実り、京王京王線（つつじヶ丘～柴崎駅付近）が「鉄道立体化の検討対象区間」に位置付けられました。

引き続き、連続立体交差事業の早期実現を目指していきます。



（調布市HP）



優先整備路線（市施行）の位置付けについて

市は、令和8年3月に「調布市道路網計画」を改定し、令和8年度から令和22年度までの15年間で事業に着手する都市計画道路の優先整備路線を位置付けました。

本地区では、連続立体交差事業に関連する路線として、調布3・4・8号線（No.2）、調布3・4・11号線（No.4）及び調布3・4・22号線（No.5）を選定しています。

これらの路線については、今後、連続立体交差事業に併せて都市計画変更に向けた検討を進めていくとともに、事業化の時期についても総合的に検討を進めます。



パンフレットの部分的な刷新をしました。

市が令和8年4月に発行した「つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺地区の鉄道の連続立体交差化について」のパンフレットについて、記載内容の更新を行いました。

